≪こんなときの知っておきたい手続≫

【手続チェックシート】

以下の項目で該当するものについて、このチェックシートを活用し、各担当窓口で手続してください。

結婚したとき

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
婚姻届	届出の日から効力が生じます。 夫と妻	・婚姻届書 ・公的機関発行の顔写真入り本人確認書類（お持ちの方） ・未成年の方は父母の同意書 ・外国人の方は、婚姻要件具備証明書、国籍証明書等及び各日本語訳文（各国で異なるため担当窓口で要確認） ＊マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方で氏や住所が変更した方は、別途カードへの追記の申請が必要です。 ＊氏が変更した方で住民票に旧氏併記を希望する方は、別途申請が必要です。（個別にご相談ください。） ＊婚姻届では住所の異動や住民票の世帯の合併はできませんので、別途お届けが必要です。 ＊婚姻届の届出地は、原則として、夫になる人又は妻になる人の本籍地、住所地のいずれかです。	□	３階② 戸籍住民担当 （戸籍の届書は、時間外は１階の宿直窓口で受け付けます。）
転入・転居届 （婚姻と同時に住所が変わる場合は、婚姻届とは別に転入又は転居届が必要です。）	引っ越しした日から１４日以内 本人、世帯主 又は代理人（注１）	・届出人の本人確認書類 ・前住所の市町村が発行した転出証明書（京都市外から転入される方のみ） ・マイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方のみ） ・外国籍の方は、在留カード、特別永住者証 ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ） ＊新しい住所地の区役所・支所・出張所に届けてください。	□	３階③ 戸籍住民担当
印鑑登録 （婚姻により氏が変わる方が、婚姻前の氏が含まれた印鑑で登録している場合、今までの登録が抹消されます。引き続き印鑑登録が必要な方は、窓口でお手続きください。）	本人 又は代理人（注１）	・登録する印鑑 ＊本人が「公的機関発行の顔写真入り本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）等）」を持参して申請する場合以外は、登録に数日必要です。 ＊婚姻前の氏の印鑑で印鑑登録したい場合は、住民票への旧氏併記の手続き後に、改めて旧氏での印鑑登録が可能です。	□	
国民健康保険 （加入されている方のうち、世帯が変わる場合）	本人、世帯主又は代理人（注１）	・国民健康保険被保険者証又は資格確認書等 ・届出人の本人確認書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方のみ）	□	３階⑥ 保険年金担当
国民健康保険 （加入される場合）	職場の健康保険が切れてから１４日以内 本人、世帯主 又は代理人（注１）	・職場の健康保険が切れた証明書又はマイナポータル画面の提示 ・届出人の本人確認書類 ・国民健康保険被保険者証又は資格確認書等（同一世帯の方がすでに加入されている場合） ・マイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方のみ） ※資格確認書等は即日交付できない場合があります。	□	
国民健康保険 （脱退される場合）	職場の健康保険に加入してから１４日以内 本人、世帯主 又は代理人（注１）	・国民健康保険被保険者証又は資格確認書等 ・職場の健康保険の資格確認書等又はマイナポータル画面の提示 ・届出人の本人確認書類	□	
重度心身障害者医療	速やかに 本人又は 代理人（注１）	・医療費受給者証 ・保険資格情報が確認できる書類（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等） ※配偶者のマイナンバーカード（個人番号カード）等が必要な場合があります。	□	２階① 障害保健福祉課
特別児童扶養手当	速やかに	手続きの詳細は担当課へご連絡ください。	□	
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	速やかに 本人又は 代理人（注１）	・認定通知書 ・マイナンバーカード（個人番号カード）等	□	
児童手当 (受給者が変わるとき、又は氏が変わるとき)	速やかに 父、母又は代理人	・新たに受給者となる方の保険資格情報が確認できる書類等（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等） ・金融機関口座番号（普通預金）が確認できるもの	□	２階② 子育て推進担当 （注２）

裏面に続く

令和7年4月発行
中京区役所

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
ひとり親家庭等医療	速やかに 本人又は代理人	・保険資格情報が確認できる書類（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）＊対象となる方全員分 ・医療費受給者証（受給者全員分） ＊上記の他にも、提出をお願いする場合があります。	□	２階② 子育て推進担当
保育所	速やかに 父、母又は代理人	＊世帯状況の変更を担当窓口へお知らせください。 ＊申請及び変更申請時にマイナンバーカード（個人番号カード）等が必要です。	□	
児童扶養手当	速やかに	・手当証書 ＊上記の他にも、提出をお願いする場合があります。	□	
老人医療	速やかに 本人又は家族	・健康保険証（被保険者証）、資格確認書又はマイナ保険証 ・医療費受給者証	□	１階⑦又は⑧ 健康長寿推進課
介護保険	速やかに 本人又は 代理人（注１）	・マイナンバーカード（個人番号カード） ・介護保険被保険者証 ・負担割合証・負担限度額証（お持ちの方のみ） ・健康保険証（被保険者証）、資格確認書又はマイナ保険証	□	
（氏が変わる場合）				
国民健康保険 後期高齢者医療保険	速やかに 本人、世帯主 又は代理人（注１）	・国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者証又は資格確認書等 ・届出人の本人確認書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方のみ）	□	３階⑥ 保険年金担当
身体障害者手帳	速やかに 本人又は 代理人（注１）	・身体障害者手帳 ・写真（3cm×4cm） ・マイナンバーカード（個人番号カード）等	□	２階① 障害保健福祉課
療育手帳	速やかに 本人又は 代理人（注１）	・療育手帳 ・写真（3cm×4cm） ・マイナンバーカード（個人番号カード）等	□	
精神障害者保健福祉手帳	速やかに 本人又は 代理人（注１）	・精神障害者保健福祉手帳 ・氏が変わったことがわかる書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）等	□	
自立支援医療 （更生医療・精神通院）	速やかに 本人又は 代理人（注１）	・自立支援医療受給者証 ・保険資格情報が確認できる書類等（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等） ・氏が変わったことがわかる書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）等	□	
特定疾患・特定医療費 （指定難病）	速やかに 本人又は 代理人（注１）	・特定疾患・特定医療費（指定難病）受給者証 ・保険資格情報が確認できる書類等（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等） ・マイナンバーカード（個人番号カード）等	□	
子ども医療	速やかに 保護者	・対象となるお子さんの保険資格情報が確認できる書類等（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）＊氏名変更後のもの ・医療費受給者証	□	２階② 子育て推進担当 （注２）
（加入の健康保険が変わる場合）				
自立支援医療 （更生医療・精神通院）	速やかに 本人又は 代理人（注１）	・自立支援医療受給者証 ・保険資格情報が確認できる書類（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等） ・マイナンバーカード（個人番号カード）等	□	２階① 障害保健福祉課
特定疾患・特定医療費 （指定難病）	速やかに 本人又は 代理人（注１）	・特定疾患・特定医療費（指定難病）受給者証 ・保険資格情報が確認できる書類（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等） ・マイナンバーカード（個人番号カード）等	□	

本人確認書類とは…マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証や、健康保険証又は資格確認書、パスポートなど

（注１）代理人の場合は、本人署名又は記名押印の委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

（注2）児童手当、子ども医療の業務は、京都市子ども家庭支援課分室において行っています。お問い合わせ、申請等については下記の問合せ先にお願いします。
申請書等の提出は、分室への郵送でも受け付けています。また、京都市内のいずれの区役所・支所でもできます。

問合せ先
〒604-8171京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル３階
京都市子ども家庭支援課分室　251-1123(8:30～17:00　土・日・祝日・年末年始除く）

〈御注意〉
これらの手続は基本的な届出方法ですので、必ず窓口にお問い合わせください。届出期間に間に合わない場合や必要なものがそろえられない場合は、担当窓口にご相談ください。

京都市中京区役所
〒604-8588　京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521　（075）812－0061（代表）

令和7年4月発行
中京区役所